

3. 法定相続情報証明制度 (不登記規則：2017.5.29施行)

3. 法定相続情報証明制度（不登記規則：2017.5.29施行）

全国の法務局において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が開始され、この制度を利用することで、各種相続手続きでその都度、関係者の戸籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなりました。

(1) この制度を利用するメリットがある方

- ・ 名義変更や解約の手続きが必要な相続財産が複数ある方。
戸籍謄本一式の原本の提出が求められる相続手続を複数の機関で行わなければならない際に、できるだけ費用を掛けず、かつ、短期間で行えるメリットがあります。

(2) 名義変更が必要な財産の例

- ・ 不動産（土地・建物）
- ・ 自動車
- ・ 株式
- ・ 預金口座
- ・ 有価証券等

(3) 法定相続情報一覧図の写しのイメージ

《手続き》

1. 必要書類の収集

- ① 被相続人の除籍謄本
- ② 被相続人の住民票の除票
- ③ 相続人の戸籍抄本
- ④ 申出人の氏名、住所を確認できる公的書類
- ⑤ その他・・・

2. 法定相続情報一覧図の作成

1項の書類をもとに法定相続情報一覧図を作成する。

3. 申出書を記入し法務局へ提出

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書を作成する。

別紙 2

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 死亡 平成28年4月1日 (被相続人) 法務太郎	住所 ○県○郡○町○34番地 出生 昭和45年6月7日 (子) 法務一郎 (申出人)
住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和○年○月○日 (配偶者) 法務花子	住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和47年9月5日 (子) 相続促子
	住所 ○県○市○町五丁目4番8号 出生 昭和50年11月27日 (子) 登記進

以下余白

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○
(住所：○市○町○番地)

地紋紙

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日

○○法務局○○出張所 登記官 ○○ ○○ 親印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 000000 1 / 1